

案したり、長崎県にあるハウステンボスをメインとするパック旅行に陶磁文化館を加えてもらうように宣伝を行っている。非常によい試みであり、今後も積極的に行うべきである。

陶磁文化館関係者が都市部へ出張する場合や、県の他の部署（観光課や流通課、教育庁文化課等）担当者の都市部へ出張を利用したり、県の他の機関（東京事務所など）を利用するなどして、他の地区例えば関東・関西圏への旅行代理店に対しても同様の働きかけができないか、検討が必要と考える。

・他の博物館や施設への収蔵品の貸出し

陶磁文化館の広報という意味では、収蔵品の貸出しも有効な手段であると考えられる。折角高価な美術的価値の高い収蔵品を数多く有しているわけであるから、これらを陶磁文化館でのみ展示して公開するのは最良ではない。収蔵品の有効活用のためには、様々な形で数多くの方に見ていただき、有田をはじめ九州の陶磁のすばらしさを伝え、陶磁文化館への興味を示してもらうようにしなければならない。

平成16年度は、9回で147件（259点）の貸出しが実施されている。その内訳は、県内の他の博物館へ3回（2箇所）、県内の施設が2回、県外施設や他の展覧会等への貸出しが4回となっている。今後も陶磁文化館の広報のために積極的な貸出しを行っていくべきであると考えられる。さらに県内の他の博物館や、県関係の諸施設、さらには各市町村等にたいしても、積極的に働きかけてより多くの貸出しを実施し、収蔵品の有効活用並びに陶磁文化館の広報に役立つようにすべきである。

・その他の実施事業等

陶磁文化館では、展示活動以外にも教育普及活動や調査研究を行うことにより、文化遺産の保存と、陶芸文化の発展に寄与することも目的としている。この目的のために、各種の展覧会のほかに以下のような事業を行っている。

教育普及活動（平成17年度の場合）

- ・陶芸教室（地元陶芸家を講師として、10回開講×2期）
- ・『古陶磁相談』有田陶器市協賛事業として開催
- ・ボランティア養成講座（各種事業の補佐を行うボランティアの養成）
- ・親子陶芸教室（後に親子陶芸教室作品展を開催）
- ・おやこ学芸員体験（後におやこ学芸員展を開催）
- ・陶芸文化講座の開催（名品に直に触れて観る講座）

また、小学4年生から中学2年生を対象に県が行っている『「オンライン」の佐賀体験活動支援事業』の体験活動の受け入れ先として、

平成16年度において38校4,145人の受入を行っており、このほかにも学芸員が学校の方に出向き講演等の活動も行っている。

調査研究（平成17年度実施中のもの）

- ・肥前陶磁の流通状況調査
- ・古陶磁生活文化関係資料調査
- ・陶磁器関係資料調査

これらの業務のほとんどは学芸員によって行われている。陶磁文化館の場合、学芸課職員は4名と僅かな人員で厳しい状況であろうが、有田をはじめとする九州の陶磁や陶磁文化館が県民に身近なものと感じていただき、陶磁文化館の運営目的を達成していくためには、展示活動のほかに、上記のような教育普及活動や調査研究を積極的に展開していくことも重要である。

教育普及活動では一人でも多くの方に有田をはじめ九州の陶磁のすばらしさに触れていただき、また、調査研究の面では、研究の成果によって陶磁文化館の存在が一人でも多くの方に認識されるように、引き続き数多くの有意義な事業が企画・展開されることを期待するものである。

2. 損益計算書作成の必要性について

陶磁文化館の建物の取得価額は1,978,700千円である。税法の耐用年数は50年であり、これを用いて減価償却計算を行うと年間約40百万円の減価償却費が計上されることとなる。

県の会計は、各年度における単年度収支概念で行われるため、これら減価償却費の概念は存在せず、ましてや損益計算書の作成も行われず、損益概念がほとんど存在しない。自治体は、もともと民間が行えないような公共サービスの提供を行うものであり、非営利目的なので損益の概念は必要ではなく損益計算書は作成されず、現状ではその作成の必要性もあまり感じていないようである。

陶磁文化館の場合には、平成10年度より観覧料を無料としているため、ますます費用対効果、支出と収入の関係という概念が乏しくなっている。

陶磁文化館において収入は、平成16年度の場合、隔年で行われる特別企画展示観覧料収入が3,734千円、このほかに展示室の使用料や喫茶店の賃借料などの使用料が881千円、その他の収入として図録の販売代金が2,671千円、そのほかの収入が343千円であり、年間収入の合計額は7,629千円に過ぎない。

これに対し運営費は、県職員の人件費を除いて114,690千円が

支出されている。但しこのなかには展示品や研究の対象となる陶磁器の購入資金32,231千円が含まれており、これを除いても82,458千円の支出がなされている。

損益計算を行った場合、収入7,629千円に対し、運営のための支出82,458千円、このほかに県職員の人件費が92,167千円、減価償却費年間約40,000千円を計上して損益計算を行うとすると、206,997千円の大幅赤字となる。単純に平成16年度の入館者数70,429人で赤字額206,997千円を除すと、入館者1人当たり約3千円の費用が掛かっている計算になる。

もちろん県立博物館等の運営は教育費として捉えられているので、損益計算になじまないことも十分承知しているが、その運営目的達成のためにいくらかでも費用を掛けてもよいということにはならない。行政事務・住民サービスの提供に当たり、限られる資源の投入が最小になされるように、公共サービスのあり方として費用対効果を検討する場合においては、最低限収支の状況をきちんと認識すべきことは当然であると考ええる。

厳しい財政状況のなかで、県内各施設の適切な運営方針やその方向性、指定管理者制度の導入、業務委託の実施等を検討していくためには、損益計算書の作成は必須のものであり、県ではそれぞれの施設ごとに損益計算書を作成するようにし、その結果を十分に検討することが必要であると考ええる。

3. 観覧料の無料化について

観覧料と実際の入館者数の関係を見てみると、無料化する前後では入館者数の状況には余り変化はないようであり、また、全国的に取り沙汰されている公営博物館の運営難という観点からは、当然のように無料とするのが必ずしも適切なことではないと考える。

民間企業においては営利を目的とした事業が行われるため、収入と支出の関係が重視され、少しでも多くの収入の獲得と、少しでもコスト削減の余地がないか等が常に追求されているものである。博物館の運営においては、営利を目的としていないため民間の場合に比べればこのような観点が乏しい。そもそもの目的が全く違うわけであるから、当然のことであるかもしれないが、現在のように県の財政が非常に厳しく、支出削減が叫ばれている折、ある程度は民間的な志向による運営、すなわち博物館運営の採算性や、費用対効果の観点などを十分に考慮して運営がなされるべきことは当然のことである。

陶磁文化館の普及や芸術文化の振興等の観点と、採算性等の観点とは二律背反する関係にあり、両方の目的を同時に達成することは難しいことであるが、現状の県の財政状況等を鑑みた場合、陶磁文化館の運営において、前者の観点のみを追及していくことのみが必ずしも最良の方法とはいえないのではないかと考える。

仮に有料とした場合には、入場者数の減少等をもたらすかもしれないが、その収入部分で運営費の一部を少しでも補うことができるであろうし、それ以前に、採算性に対する意識があきらかに現在よりは高まっていくものと考えられる。

入館者の立場から、観覧料の支払をしてもそれを補って余りあると感じさせるような非常に魅力的な展示を毎回行うことができれば、入館者の人数は増加した上でなおかつ県の運営支出を減少させることができるわけである。

このため、現在無料となっている観覧料について、そのことが当然であるということではなく、徴収する金額にもよるであろうが、有料とした場合にはどの程度の入館者が減少すると見込まれるのか、また、観覧料収入が全体でどの程度もたらされるのかというようなことを十分に検討し、その結果、場合によっては無料としている観覧料を有料とする余地はないかなどを、常に検討していくべきであると考えられる。

4. 購入物品の選定等について

陶磁文化館での購入される陶磁器は展示される場合のほか、調査研究の対象としての価値が大きなものである場合もあり、その展示された回数等で概に活用度の良否を論ずることはできないであろうが、購入された陶磁器に関し、その後もあまり展示がなされずに、その購入自体がどれほど重要であったのか疑問の残るケースもあった。

陶磁文化館では、6,704件(14,479点)の陶磁器を収蔵しており、このうちの購入物品が888件(1,313点)、寄贈によるものが5,816件(13,166点)である。現状においても陶磁文化館では毎年購入がなされている。

今から約10年前に購入された物品ということで、平成6年度7年度購入品29点について、購入後の展示状況を検討した。毎年入れ替えられる常設展示や特別企画展など、その展覧会ごとにどの陶磁器が展示されたかという履歴は当然に残されているが、逆に個々の陶磁器に着目して、ある陶磁器が過去においてどのような時期に何回展示されたかという履歴は容易には把握できない状況であった。

このため、当方で抽出した陶磁器が過去においてどの程度展示されたかということ进行调查するに際しては、各年度における展示されたもののリストを個別に当たっていくしかその展示状況がわからないということであった。

高額な陶磁器を毎年多数購入しているわけであるから、それらをより効果的に効率的に展示し、より多くの県民に見ていただくようにすべきことは当然のことであり、物品ごとの展示履歴が容易にはわからない状況であるというのは、これらの目的をどの程度達成できるのか、さらには、どの程度達成しようと考えて運営がなされているのか。少なからず疑問を感じた。

個々の展示状況についてであるが、購入時に新収蔵品展として一度は必ず展示されるが、その後の状況について次のようなケースが存在した。購入から10年が経過するにもかかわらず、購入時の展示以外には一度も展示や、館外への貸出がされていないものが3点存在した。なお、そのうち1点は購入金額が5,000千円で、購入時の選定資料によれば、学術的価値・美術的価値の両面に着目して購入されたものである。なお、他の2点は学術的価値に着目して購入されたものであり、購入金額も比較的僅少のものであった。

これらの陶磁器が、調査研究対象として一定の価値や貢献をもたらしているという側面もあるだろうが、この展示状況からすると単純にコレクションとしてこれら陶磁器を所有することのみが、購入の目的となってしまうてはいないか、疑問を感じたものである。

県の財政が非常に厳しい折、高額な陶磁器等を購入する場合には、陶磁文化館としてその進むべく方向性やその存在意義などを十分に踏まえて、どうしても入手しなければならないものを十分に検討し、慎重な姿勢で購入に当たらなければならないことは当然のことである。行政事務・住民サービスの提供にあたり、資源の投入が最小になされるべきことは当然のことであり、そのことを十分に踏まえた購入がなされるようにすべきである。

当初の購入方針見直しの余地がないかを今一度再検討すると同時に、現状での陶磁文化館の収蔵品の内容を踏まえた今後の重点購入品目等を具体的に明確にし、陶磁文化館の存在意義や今後の進むべく方向性も十分に踏まえた、購入方針等の随時の見直しも必要であると考えます。

また、必要に応じた弾力的な購入という観点からは、例えば県立博物館全体の予算という観点ではなく、あるいは、その観点はそのままであったとしても、各博物館ごとの中長期的な購入計画等が十分に反映され

るような予算制度にするなど、現行の購入予算制度についても十分な検討が必要であり、必要なときに必要なものがきちんと購入できるよう、また、予算消化のために購入の重要度が落ちるようなものを決して購入することがないような、弾力的な予算の運営方法をあわせて検討すべきであるとする。

5. 業務委託について

① 指名競争入札の実施状況について

指名競争入札実施分について一般競争入札によらないのは、地方自治法施行令第167条第1項に該当するものとしてであるが、その根拠等が書面上明確には示されていない。原則は一般競争入札によるべきものである以上、一般競争入札によらない旨の理由や、その際の根拠条文等については書面上で明確にしておくべきであるとする。

指名競争入札を行って空調運転管理業務の委託において、指名業者は平成12年度から15年度までは6社で、平成16年度は2社増加し8社になった。もともと指名業者の選定地域を佐賀市以西地域ということで範囲を区切っており、新たに加わった2社は以前からその地域に存在する企業であったが、入札において指名されてはいなかった。

入札参加業者を呼びかける地域について規則や規定等が存在しないため、そのことが何らかの法律・規則等に照らし合わせて問題ということにはならないが、運営上参加業者の範囲を地域により区切っているわけであるから、当然に参加させるべき企業であったであろうし、より厳正な手続が必要となる入札において参加業者の選定時に曖昧な点を残すというのは、その入札自体の厳格性を疑われかねないものとする。入札に関する業務については、より厳格な手続の実施が必要である。

② 入札参加業者の拡大並びに単一業者による随意契約の見直しについて

入札を行っている4件の業務委託はいずれも指名競争入札が実施され、その参加業者の範囲は基本的には佐賀県内の企業で、また、その中でもできるだけ近隣の業者ということで入札参加企業が決定されている。

入札を実施する場合には原則として5社以上の参加が必要とされているため、県が作成している「庁舎等の維持管理業務の委託に関する一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿」に記載されている業者のなかで、近隣の地域から徐々に指名業者の選定地域区分を拡大させることにより、5社以上の業者を選定しているというのが現状の選定方法であ

る。

入札参加業者の数については、確かにあまり多くの業者が参加すると
なると事務手続き等の面で煩雑となるが、5社にこだわる必要はなくで
きるだけ入札参加業者を増やし、お互いの創意工夫で少しでも落札価格
が下がるような工夫を行っていくべきである。

地域経済の活性化や雇用対策等の観点から県内の企業を優先的に考
えるということについてその趣旨は理解できるが、本来の入札を行う趣旨
からすると、陶磁文化館に限らず県全般として入札参加業者を必ずしも
一定の範囲内の業者に限る必要はないわけで、例えば陶磁文化館のよう
に佐賀県西部に位置する場合には、場合によっては隣接する長崎県にお
いて技術的にも優れていて、なおかつ委託料等も県内企業より大幅に低
い業者が存在するかもしれないわけである。

平成16年度の警備業務委託の入札については、この年度から新たに
加わった警備業者が、前年度の契約価格の72%という金額で落札し、
大幅な委託料の削減をもたらしたケースがあった。これは、入札参加業
者を拡大させた結果もたらされたもので、非常に好結果をもたらした事
例である。指名業者の選定地域を拡大したり、一般競争入札に切り替え
ることを検討し、少しでも委託料や物品の購入価格が下がるような工夫
を継続的に行っていかなければならないものとする。

現在行われている単一業者による随意契約についても、設備の設置者
であるとか、特殊技術の必要性ということで安易に毎年同一の業者に委
託することがないように、常に現状の業者に変われる新たな業者が存在し
ないかを十分に検討し、少しでも競争原理が働き効率的な運用が行える
余地がないかを検討すべきである。極論すると、前年まで随意契約を結
んでいた先が突然廃業した場合は、今後業務委託を行なう必要がない場
合を除いて、何らかの方法で新しい委託先を探すことになるはずである。
単一業者による随意契約分については、再検討を期待するものである。

6. 九州陶磁文化館協議会の運営について

陶磁文化館は、「博物館法」第2条に定められる、公立博物館であり、
博物館法において定められている様々な規定の適用を受ける。博物館法
の第20条において、「公立博物館に、博物館協議会をおくことができ
る。」旨定められており、陶磁文化館においても九州陶磁文化館協議会(以
下「協議会」という。)が設置され、協議会に関する条例や、施行規則が
定められている。

定員は14名で、学識経験者11名、学校教育・社会教育関係者3名

から構成されている。任期は2年で再任も許されている。博物館法第21条では、「博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識関係のある者の中から、当該博物館を有する地方公共団体の教育委員会が任命する。」ようになっている。

協議会の開催は従来年に1回であったが、平成14年度からは年2回開催されるようになった。平成16年度の場合は、平成16年10月1日（協議会委員参加者数14名中7名）と、平成17年2月22日（協議会委員参加者14名中9名）に開催された。会議の前半に陶磁文化館の事務局側から、実施した事業の状況説明・報告と、今後の事業計画についての説明が行われ、その後運営についての意見交換が行われる。

平成16年度開催分の議事録を閲覧した。委員の方々からは、質問や意見が出され、様々な観点からの意見交換が行われている。しかし事務局側が受身で、陶磁文化館を少しでもよくしていこうという姿勢、そのために積極的に協議会等の意見を取り入れて行こうという姿勢が少し乏しいような印象を受ける。その時々における陶磁文化館が抱える様々な問題について、事務局側からもっと積極的な問題提起を行い、委員のご意見を伺うとか、簡単に解決できないようなものについては、継続審議にてじっくりと時間を掛けて検討するようなことも必要であると考え。協議会開催の回数を増やす必要があるかもしれない。

平成16年度の協議会で、委員から資料の事前配布と意見交換時間の拡大化をとの意見が出されていたが、資料の事前配布等は当然のことであり、陶磁文化館側の協議会運営に関する姿勢を改め、積極的な協議会運営を行っていくべきであると考え。なお、平成17年度からは事前配布を行っている。

従来の協議会施行規則において、会議の開催に関し定例会議を年2回招集する旨、また、必要がある場合に臨時会議を招集する旨定められていたが、平成17年度の改正において、「協議会の会議は、必要に応じて招集する。」という内容に改められている。この改定は、他施設の協議会等の実施状況に照らし、従来の2回を1回にすることも可能となるというもので、他の施設も統一的に改定されたものではあるが、陶磁文化館では従来の2回開催にこだわることなく、現状の厳しい運営状況に鑑みて、必要に応じた機動的な協議会の開催を期待するものである。

全国的に博物館の運営が厳しく、その運営方法等がいろいろと議論検討されているなかで、もともと外部の有識者の方々から博物館運営に関し様々な意見・助言をいただくことを目的として設置されている協議会の存在意義はますます重要なものとなっていくものと思われる。事務局